

## みなし大企業の定義

① 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の者をいう。以下この号において同じ。）が所有している中小企業者

② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者